

別表六（二）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が令第141条の4第1項（「国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子」）に規定する国外事業所等に帰せられるべき資本の額を計算する場合に記載します。
- 2 「総資産の帳簿価額の平均残高5」又は「総資産の帳簿価額の平均残高10」の各欄は、令第141条の4第3項第1号イ(1)に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「総負債の帳簿価額の平均残高6」又は「総負債の帳簿価額の平均残高11」の各欄は、令第141条の4第3項第1号イ(2)に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額7」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額8」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額15」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額36」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額37」又は「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額45」の各欄に記載した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「規制上の自己資本の額35」の欄は、令第141条の4第3項1号ロに規定する規制上の自己資本の額を記載します。